

## 琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方等についての意見

前回 (H27)	今回
<p>森林審議会では、滋賀県知事より「琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて」の諮問を平成 27 年 3 月に受け、同年 7 月まで計 3 回の審議を経て、このたび答申した。</p> <p>琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成 32 年度までの長期計画として、平成 17 年度に施行され、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、5 年毎に、中期的な目標である戦略プロジェクトの見直しを行うこととなっている。今回答申した基本計画には、近年顕在化してきた、目的不明な森林の取得、ニホンジカ被害の増加、巨樹・巨木の保護、林地境界の不明瞭化などの新たな課題とその解決に向けた施策が盛り込まれており、それらを今後、いかに実効性を保ちながら効果的に取り組んでいくかが、重要な課題である。</p> <p>また、平成 18 年度より琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）を徴収し、この税を活用した環境重視と県民協働の新たな施策が取り込まれており、着実な効果を上げつつあるが、今後の県民税の使途のあり方は、次期戦略プロジェクトの実効性の確保を図るうえで、重要な関わりがある。</p> <p>そのような課題認識を踏まえ、今回の審議会の中で、基本計画の見直しと併せて、県民税の使途の基本的な考え方についても議論を行い、当審議会として以下のとおり意見を付することとした。</p> <p>なお、県民税の根本的な議論については、森林審議会以外の場で行うことが適切であると考えます。</p>	<p>森林審議会では、滋賀県知事より「琵琶湖森林づくり基本計画（第 2 期）の策定について」の諮問を令和元年 9 月に受け、3 回の審議を経て素案について議論してきた。</p> <p>これまで滋賀県の森林づくりは、平成 17 年度に施行された琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しつつ推進されてきたところである。</p> <p>今回検討している基本計画（第 2 期）では、第 1 期計画の総括を踏まえ、残された課題や、近年顕在化してきた、気象災害の頻発による風倒木等の被害の増加や森林づくりの基盤となる農山村の活性化などの新たな課題とその解決に向けた施策が盛り込まれており、それらを今後、いかに実効性を保ちながら効果的に取り組んでいくかが、重要な課題である。</p> <p><u>一方、国においては、全国的な見地から、森林整備について、新たに森林現場や所有者に近い市町村の主體的な役割を明確化し、公的主体による関与を強化する森林経営管理法が制定されるとともに、これを踏まえて市町村が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税・森林環境譲与税が創設され、本年度から譲与が開始されている。</u></p> <p><u>県では、森林づくりに係る新たな課題への対応が求められていること、また森林経営管理法、森林環境譲与税の施行を踏まえ、森林環境譲与税は、森林経営管理法の規定に基づき市町が実施する施策の支援等に充てることとし、また、琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）は、環境重視と県民協働による森林づくりを推進する施策であって、森林経営管理法に基づく市町施策の支援等以外のものに要する経費に充てることとする使途の整理が行われた。</u></p> <p>県民税を財源とする施策は、着実な効果を上げつつあるが、今後の県民税の使途のあり方は、<u>森林環境譲与税とともに、次期基本計画の実効性の確保を図るうえで、重要な関わりがある。</u></p> <p>そのような課題認識を踏まえ、今回の審議会の中で、基本計画の見直しと併せて、県民税の使途の基本的な考え方についても議論を行い、当審議会として以下のとおり意見を付することとした。</p>

- 1 県民税を活用した事業については、当審議会で毎年点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要と考える。
- 2 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことについては、必要と考える。
- 3 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが基本であり、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることが不可欠であり、単に財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではないと考える。
- 4 基本計画の諸施策の推進・進捗を図るために事業を拡大する際には、県民税事業の趣旨に合致したものとするとともに、県民税事業全体の規模とバランスを考慮するなど取り扱いに注意したうえで、引き続き取り組んでいくことは妥当と考える。
- 5 上記の項目のほか、県民税の使途について、これまで行われてきた議論を踏まえて、下記の点についてもご留意いただきたい。
  - ・県民税事業は、環境重視と県民協働の視点から新たに取り組むものであり、従来事業と明確に区分することが重要である。
  - ・県民税事業を活用した取組を進めるにあたっては、収益に直接関わる部分への助成などは避けるべきである。
  - ・公的に管理された森林にはそれぞれの目的があり、管理するための税がすでに投入されていることから、その整備等に県民税を充当することは望ましくない。
  - ・造林公社が管理する森林は、分収林契約による林業経営を目的としていることから、県民税事業の対象にはなじまない。

なお、県民税の根本的な議論については、森林審議会以外の場で行うことが適切であると考えます。

- 1 県民税を活用した事業については、当審議会で毎年点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要と考える。
- 2 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことについては、必要と考える。
- 3 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが基本であり、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることが不可欠であり、単に財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではないと考える。
- 4 基本計画の諸施策の推進・進捗を図るために事業を拡大する際には、県民税事業の趣旨に合致したものとするとともに、県民税事業全体の規模とバランスを考慮するなど取り扱いに注意したうえで、引き続き取り組んでいくことは妥当と考える。
- 5 上記の項目のほか、県民税の使途について、これまで行われてきた議論を踏まえて、下記の点についてもご留意いただきたい。
  - ・県民税事業は、環境重視と県民協働の視点から新たに取り組むものであり、従来事業と明確に区分することが重要である。
  - ・県民税事業を活用した取組を進めるにあたっては、収益に直接関わる部分への助成などは避けるべきである。
  - ・公的に管理された森林にはそれぞれの目的があり、管理するための税がすでに投入されていることから、その整備等に県民税を充当することは望ましくない。
  - ・造林公社が管理する森林は、分収林契約による林業経営を目的としていることから、県民税事業の対象にはなじまない。ただし、奥地などの条件不利によって、採算が取れないことを理由に施業を行わない分収林については、この限りではない。

## ○琵琶湖森林づくり県民税条例

平成17年 7 月 15 日

滋賀県条例第40号

改正 平成21年 1 月 23 日 条例第 4 号

平成22年12月28日 条例第45号

平成28年10月20日 条例第59号

平成31年 3 月 19 日 条例第 1 号

琵琶湖森林づくり県民税条例をここに公布する。

## 琵琶湖森林づくり県民税条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を確保するため、琵琶湖森林づくり県民税として、県民税の均等割の税率について滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。）の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成31年条例 1 号〕)

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第 2 条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、同条に定める額に800円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第 3 条 県税条例第29条第 1 項に規定する法人の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める額に、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 県税条例第29条第 1 項第 1 号に掲げる法人 年額 2,200円
- (2) 県税条例第29条第 1 項第 2 号に掲げる法人 年額 5,500円
- (3) 県税条例第29条第 1 項第 3 号に掲げる法人 年額 14,300円
- (4) 県税条例第29条第 1 項第 4 号に掲げる法人 年額 59,400円
- (5) 県税条例第29条第 1 項第 5 号に掲げる法人 年額 88,000円

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第29条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）第 3 条第 1 項」とする。

(一部改正〔平成21年条例 4 号〕)

(使途)

第4条 知事は、琵琶湖森林づくり県民税を、第1条の施策であって、森林経営管理法（平成30年法律第35号）の規定に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施するもの以外のもの知事が別に定めるものに要する経費に充てるものとする。

(追加〔平成31年条例1号〕)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 3 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者に係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第22条」とあるのは「県税条例第22条および滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成17年滋賀県条例第45号）付則第3項」と、「同条に定める額に800円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同条に定める額に200円」とする。
- 4 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者に係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第22条」とあるのは「県税条例第22条および滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成17年滋賀県条例第45号）付則第5項」と、「同条に定める額に800円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同条に定める額に500円」とする。
- 5 第3条の規定は、平成18年4月1日以後に開始する各事業年度もしくは各連結事業年度または地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号もしくは第4号の期間に係る法人等の県民税について適用する。

(検討)

- 6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第59号）の施行後4年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(一部改正〔平成22年条例45号・28年59号〕)

付 則（平成21年条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、（中略）付則第3項および第4項の規定は、公布の日から施行する。

(琵琶湖森林づくり県民税条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の琵琶湖森林づくり県民税条例第3条第1項の規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

付 則（平成22年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年条例第1号）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 滋賀県琵琶湖森林づくり基金条例（平成18年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものを定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）第4条の規定を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税の使途の対象となる施策を定めるものとする。

(使途)

第2条 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものは、次の各号に掲げる施策とする。

- (1) 適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくりを目指す施策
- (2) 琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮に向けた、新たな世代の森林づくりを行う施策
- (3) 間伐材を搬出・利用することで地球温暖化防止に貢献する施策
- (4) 荒廃している里山を手入れし、防災・獣害防止機能を高める施策
- (5) 県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税への理解と関心を高める施策
- (6) 地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、山村の活性化を推進する施策
- (7) 木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策
- (8) 木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

# 琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税の使途に関する基本方針

平成 31 年 4 月 1 日策定

琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）は、従来の林業を中心とした森林政策から森林の多面的機能が持続的に発揮される環境を重視した新たな森林づくりへと転換するとともに、森林の恵みを等しく享受している県民全体が協働で森林づくりに取り組んで行くこととし、この新たな視点に立った森林づくりの財源に充てるため、平成 18 年 4 月に導入し、施行後 10 年以上が経過しているところでは、

この間、本県における森林を取り巻く環境は大きく変化し、ニホンジカの食害に伴う表土流出、頻発する気象災害等による風倒木・土砂流出など、県民税の導入時には想定していなかった新たな課題が顕在化してきており、さらには森林・林業・山村の一体的な振興を目指す「やまの健康」への取組など、これまでの予算では十分に対応できない状況が生じています。

一方、国では森林整備に関する全国的な見地から、新たに森林現場や所有者に近い市町村の主体的な役割を明確化し、公的主体による関与を強化する森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）が制定されるとともに、これを踏まえて市町村が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税および森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）が創設され、森林経営管理法ならびに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）（以下「譲与税法」という。）が平成 31 年度から施行されます。

滋賀県では、こうした状況を踏まえ県民税の使途の見直しを行い、県と市町における県民税と譲与税の使途について整理して、これらをわかりやすく示すために基本方針としてまとめました。

本基本方針では、県と市町の適切な役割分担のもと、それぞれの財源を用いて森林づくりに取り組むための基本的な考え方を示します。

## 第 1 琵琶湖森林づくり県民税の使途に関する基本的事項

県民税の使途は、琵琶湖森林づくり県民税条例（平成 17 年滋賀県条例第 40 号。以下「県民税条例」という。）に規定されています。

- ※ 琵琶湖森林づくり県民税条例（平成 17 年滋賀県条例第 40 号 平成 31 年 3 月改正）より抜粋
- ・ 環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を確保する（第 1 条）
  - ・ 第 1 条の施策であって、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）の規定に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施するもの以外のもので知事が別に定めるものに要する経費に充てるものとする（第 4 条）

また、県民税条例第 4 条の「知事が別に定めるもの」については以下のとおり要綱に規定していません。

※ 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条の規定に基づき知事が定めるものを定める要綱  
(平成31年3月制定)

第2条 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものは、次のいずれかに該当する施策とする。

- (1) 適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくりを目指す施策
- (2) 琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮に向けた、新たな世代の森林づくりを行う施策
- (3) 間伐材を搬出・利用することで地球温暖化防止に貢献する施策
- (4) 荒廃している里山を手入れし、防災・獣害防止機能を高める施策
- (5) 県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税への理解と関心を高める施策
- (6) 地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、山村の活性化を推進する施策
- (7) 木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策
- (8) 木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策

県民税により取り組む事業は、図1の体系に示すとおり、「環境を重視した森林づくり」と「県民協働による森林づくり」の2つに区分され、さらに8つの事業に区分されます。

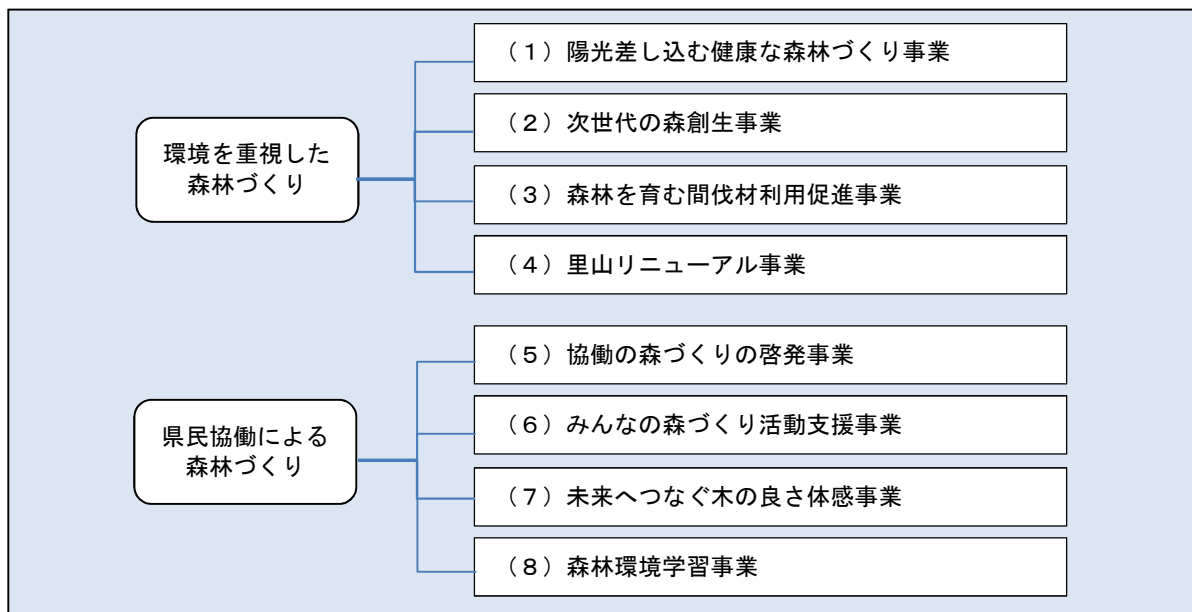


図1 琵琶湖森林づくり事業の体系

## 第2 森林環境譲与税の使途に関する基本的事項

譲与税の使途については、譲与税法に規定されており、毎年度、国から各都道府県および市町村へ直接譲与されます。

滋賀県に配分される譲与税は、譲与税創設の趣旨と森林経営管理法の目的を踏まえ、譲与税法の規定



に基づいた市町施策の支援等に充てることとします。

※ **森林環境税及び森林環境譲与税の創設の趣旨（平成 30 年度、平成 31 年度税制改正大綱より抜粋）**

- ・パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、森林経営管理法を踏まえて創設。
- ・市町村は、譲与税を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない。
- ・都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならない。

※ **森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）の目的**

「森林経営管理制度に係る事務の手引（平成 30 年 12 月 林野庁計画課）」より抜粋

- ・経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築する。  
（全体の仕組み）
  - ① 森林所有者に適切な経営や管理を促すため、経営や管理の責務を明確化
  - ② 市町村は、経営や管理が行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認
  - ③ 市町村は、森林所有者から経営や管理の委託の申出等があった森林については、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営や管理について委託を受ける（経営管理権の取得）
  - ④ 市町村は、経営管理権を取得した森林について、
    - ア 林業経営に適した森林は、経営管理実施権配分計画を定め、森林の経営や管理を林業経営者に再委託（経営管理実施権の設定）
    - イ 林業経営者に再委託しない森林等は、市町村自ら市町村森林経営管理事業を実施
  - ⑤ 所有者不明森林等において一定の手続を経て市町村が経営や管理の委託を受けることができる

※ **森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号） 第 34 条**

- 一 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない
  - 1 森林の整備に関する施策
  - 2 森林の整備を担うべき人材の育成および確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 2 条第 2 項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林整備の促進に関する施策
- 二 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。
  - 1 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
  - 2 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第 1 号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
  - 3 前項第 2 号に掲げる施策

### 第 3 県民税と譲与税の使途整理

県民税の充当事業と県分の譲与税、また市町分の譲与税の使途整理のイメージを図 2 に示します。  
県民税は、環境重視と県民協働の視点に立った施策に充当し、新たに顕在化してきた課題にも対応

していくこととしますが、県民税で市町へ支援する事業については、放置林整備等に対し市町に配分される譲与税が活用できることから、広域対策、モデル事業等に限り支援することとします。

なお、森林経営管理法に基づく市町への支援等の施策については、県に配分される譲与税を充当することとします。

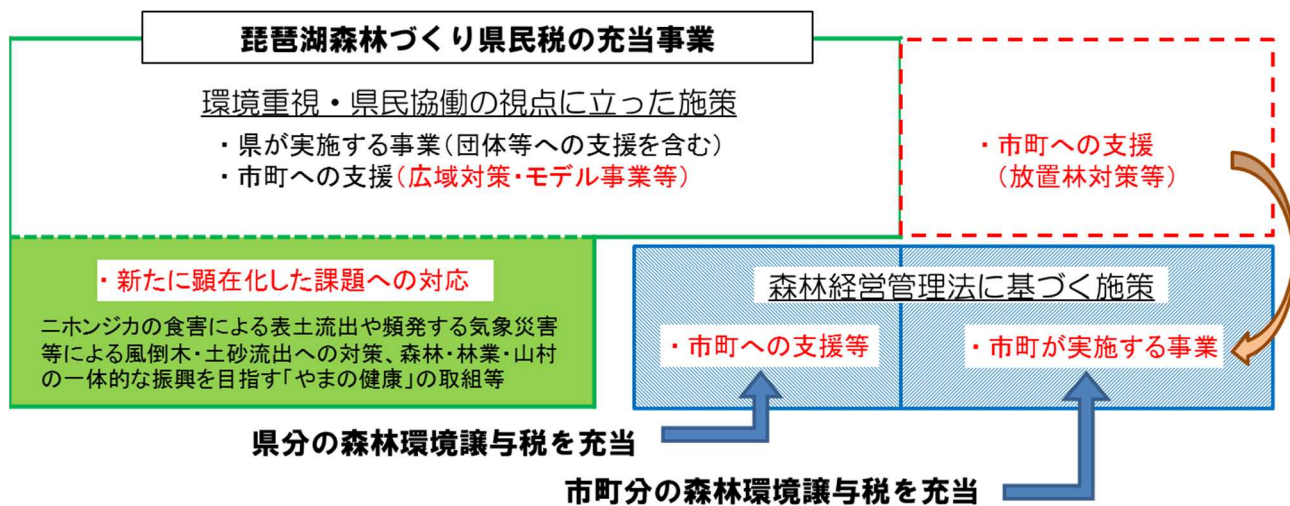


図2 県民税と譲与税の使途整理のイメージ

#### 第4 県と市町が行う事業の方向性

森林づくりを効果的に行っていくためには、県と市町がそれぞれの役割に応じて、県民税や譲与税等を活用し、適切な連携のもと、施策を実行することが重要です。

本基本方針では、森林づくりにおける県と市町の役割について、次のとおり整理することとします。

##### (1) 県と市町の事業実施区分の視点

県と市町が行う事業実施区分の視点として、次の図3に示すとおり、県は広域的な役割に応じた施策、市町は基礎自治体として地域の実情に応じた施策を行うことが望ましいと考えられます。

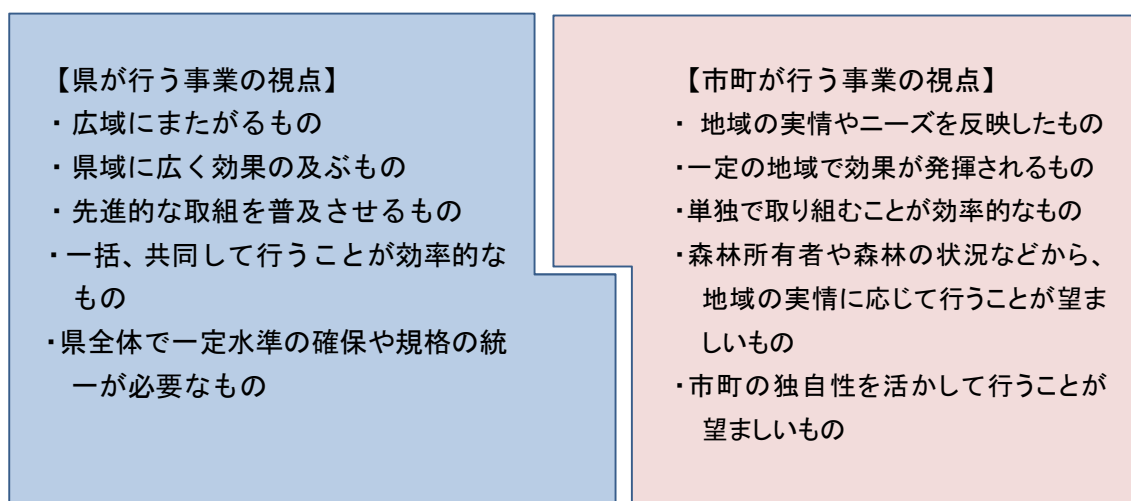


図3 県と市町の事業実施区分の視点

## (2) 県と市町が取り組む事業

前項(1)で整理した役割に基づき、県民税と譲与税を活用し、県と市町が取り組む事業の方向性を表1、また事業区域のイメージを図4のとおり示します。

特に、譲与税については幅広い用途が規定されていますが(「第3 森林環境譲与税の用途に関する基本的事項」参照)、その創設の趣旨を踏まえ、森林経営管理法に基づく施策等に充てることが望ましいと考えられます。

	県民税	譲与税
用途の考え方	環境重視と県民協働の視点に立った施策であって、森林経営管理法に基づく市町の支援等の施策以外のもの (「別紙」1 琵琶湖森林づくり県民税による取組」参照)	森林経営管理法に基づく施策 (「別紙」2 県に配分される森林環境譲与税による取組」参照)
県の用途	水源涵養などの機能が広域に発揮される奥地での針広混交林化 等	森林経営管理法に基づく市町の支援等(境界明確化にかかる市町への支援や担い手の確保育成)
市町の用途	(県からの補助により事業を実施) <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源林の保全を目的として行うニホンジカの捕獲</li> <li>・県産材の一層の活用につながる先進的な技術や製品を用いたモデル的な木造公共施設整備</li> <li>・県域で行う森林環境教育 等</li> </ul>	放置森林の整備とこれに伴う境界の明確化、地域の森林整備促進につながる県産材の利用等 <b>【事業の事例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に身近な里地での放置林整備</li> <li>・森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査や境界明確化</li> <li>・県産材を用いた公共施設整備(一般的な構法によるもの)</li> <li>・県産材を用いた木製備品購入</li> <li>・自伐型林業団体への支援</li> <li>・地域の実情に応じて実施する「木育」の推進</li> <li>・地域との協働で行う林業職場体験の実施 等</li> </ul>

表1 県と市町が取り組む事業の概要

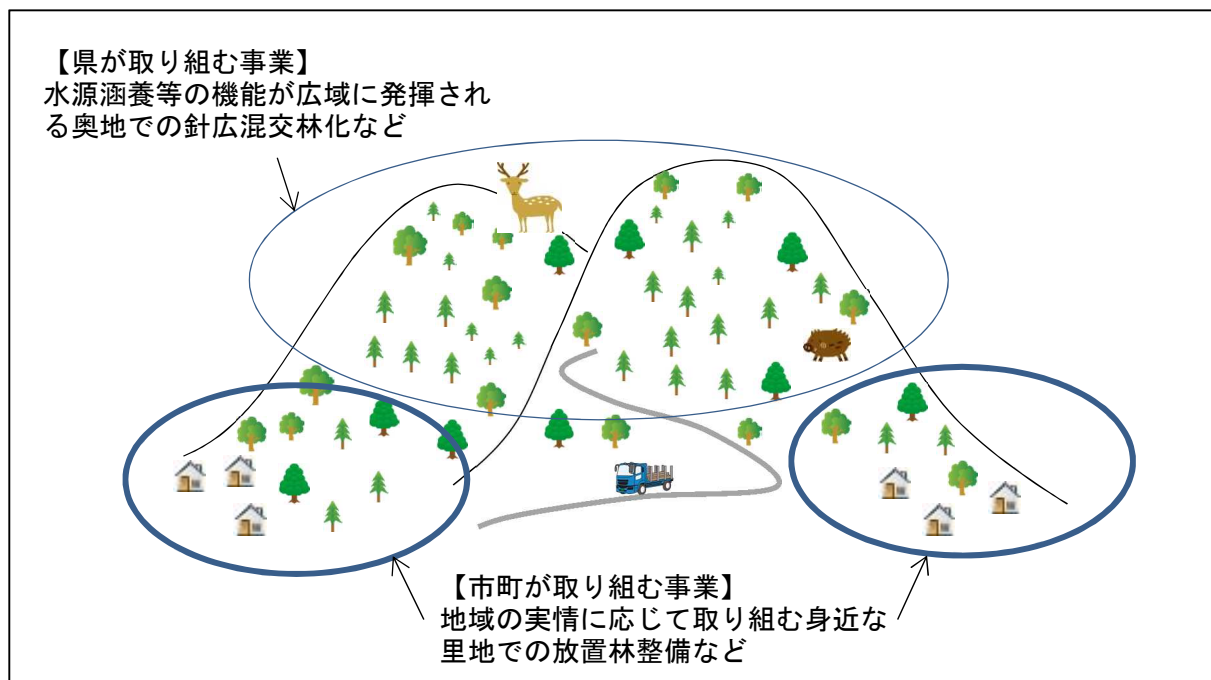


図4 県と市町が行う事業区域のイメージ

(別紙)

## 1 琵琶湖森林づくり県民税による取組

事業名	概要
<b>環境を重視した森林づくり</b>	
<b>1 陽光差し込む健康な森林づくり事業</b> 要綱第2条(1)「適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくりを目指す施策」に該当	
1-1 環境林整備事業	放置された人工林の密度を調整し、多面的機能が持続的に発揮できる森林の整備
1-2 農地漁場水源確保森林整備事業	水源確保に重要な特定区域において除間伐等の森林整備の実施
1-3 森林環境の調査研究	環境保全のための森林づくりのあり方に関する調査研究(花粉の少ない森林づくり対策、森林土壌調査等)の実施
1-4 水源林保全対策事業	水源林保全巡視員等による治山施設の保全状況や森林被害の実態等の調査、ニホンジカ被害に伴う下層植生の衰退等による土壌流出防止を目的とし、植生回復を図るためのモデル的かつ広域的な獣害防護柵の設置等
1-5 森林動物対策事業	森林被害や森林生態系等への影響の低減を図るためのニホンジカの捕獲等
1-6 山を活かす巨樹・巨木の森保全事業	巨樹・巨木の保全活動や周辺整備等の支援
<b>2 次世代の森創生事業</b> 要綱第2条(2)「琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮に向けた新たな世代の森林づくりを行う施策」に該当	
2-1 次世代森林育成対策事業	獣害防止施設の設置とともに行う再生林に対する支援
2-2 森林認証普及拡大事業	森林認証の普及啓発と取得経費への支援
<b>3 森林を育む間伐材利用促進事業</b> 要綱第2条(3)「間伐材を搬出・利用することで地球温暖化防止に貢献する施策」に該当	
3-1 地球温暖化防止対策県産材供給支援事業	間伐材等の県産材のカスケード利用を促進するため、その経費への支援
3-2 間伐材搬出対策事業	林内に放置された間伐材の搬出利用を図るため、高性能林業機械のレンタルによる導入支援や間伐材搬出道整備
<b>4 里山リニューアル事業</b> 要綱第2条(4)「荒廃している里山を手入れし、防災・獣害防止機能を高める施策」に該当	
4-1 里山防災・緩衝帯整備事業	獣害防止機能や防災機能を強化して、県民が親しみ利用できる里山の復元への支援
<b>県民協働による森林づくり</b>	

<b>5 協働の森づくりの啓発事業</b> <b>要綱第2条(5)「県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税への理解と関心を高める施策」に該当</b>	
5-1 琵琶湖森林づくり県民税の使途説明	広報誌等による発信、概要冊子の作成等
5-2 協働の森づくりに関する普及啓発	県民講座の開催や琵琶湖森林づくりパートナー協定制度の運用等による普及啓発
5-3 「びわ湖水源のもりの日・月間」普及啓発	「びわ湖水源のもりの日・月間」の普及啓発
5-4 全国植樹祭開催準備事業	2021年に全国植樹祭を滋賀県で開催するため、その準備に係る事業（家庭や学校でボランティアを募集し、苗木育成を行う「苗木のホームステイ」等）の実施
<b>6 みんなの森づくり活動支援事業</b> <b>要綱第2条(6)「地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、山村の活性化を推進する施策」に該当</b>	
6-1 県民参加の里山づくり事業	地域が協働して取り組む里山の整備と活用への支援
6-2 木の駅プロジェクト推奨事業	未利用材の有効活用を促進するため、自伐型林業のための研修会の開催等
6-3 森林山村多面的機能発揮事業	地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用などの取組への支援
6-4 森の恵み活用促進事業	森林山村の資源を活用し、地域との協働による持続的な生業の創出への支援
<b>7 未来へつなぐ木の良さ体感事業</b> <b>要綱第2条(7)「木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策」に該当</b>	
7-1 木の香る淡海の家推進事業	住宅等へのびわ湖材の利用促進（新設、耐震改修、内装木質化）
7-2 びわ湖材利用促進事業	公共施設等へのびわ湖材の利用促進 ・公共性の高い施設におけるびわ湖材を用いたモデル的な建築部材使用等への支援 ・公共性の高い施設における木製品の導入支援
7-3 森の資源研究開発事業	森林資源等の利活用にかかる研究開発への支援
7-4 「びわ湖材」産地証明事業	間伐材を中心とする県産材の産地の明確化と普及およびCLTの活用促進に向けた研修会の開催等
7-5 未利用材利活用促進事業	未利用材の搬出利用への支援
<b>8 森林環境学習事業</b> <b>要綱第2条(8)「木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策」に該当</b>	
8-1 森林環境学習「やまのこ」事業	小学4年生を対象とした森林環境学習実施の支援
8-2 木育推進事業	木育に係る人材育成のための研修会の開催等
8-3 森のようちえん推進事業	森林を活用した自然保育等を行う「森のようちえん」活動を推進するための検討会等

## 2 県に配分される森林環境譲与税による取組

事業名	概要
○森林経営管理市町等支援事業 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 条）に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施する事業	
（1）森林境界明確化推進事業	森林の経営管理を進めるために市町が行う森林の境界明確化への支援
（2）森林・林業人材育成事業	経営管理の再委託先となる担い手の確保育成（市町職員の育成を含む）